○農林水産省令第五号

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第百八号）の施行に伴い、並びに畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第三条第一項第一号ハ及び第二号、第二項並びに第四項、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項及び第五十条並びに独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第百二十六号）第十条第二号の規定に基づき、畜産物の価格安定に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年一月二十五日

農林水産大臣　山本　有二

畜産物の価格安定に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（畜産物の価格安定に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　畜産物の価格安定に関する法律施行規則（昭和三十六年農林省令第五十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

畜産経営の安定に関する法律施行規則

第一条中「畜産物の価格安定に関する法律（」を「畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号。」に、「第二条第一項」を「第二条第二項」に改める。

第二条中「第二条第二項」を「第二条第三項」に改める。

第三条を次のように改める。

（積立金の基準）

第三条　法第三条第一項第一号ハの農林水産省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一　法第三条第二項の規定により算出された交付金の額の四分の一に相当する額をもつて、同条第一項第一号ロに規定する支払の額とするものであること。

二　積立金の額が、法第三条第一項第一号ロに規定する支払に要する費用の予想額に照らし、十分なものであると認められるものであること。

三　独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）又は積立金を適切に管理することができると認められるものとして農林水産大臣が指定する者に対し、法第三条第一項第一号に規定する負担金が農林水産大臣が定める期限までに支出されているものであること。

第十条の見出しを「指定乳製品の買入れをしないその他の場合」に改め、同条中「第七条の」を「第八条の」に、「第十一条第五号」を「第十二条第五号」に改め、各号を次のように改める。

一　荷口の数量が五トンに満たないこと。

二　正味重量及び包装が別表に掲げる種類ごとの正味重量及び包装に適合しないこと。

三　生産の日から買入れの日までの期間が、バターにあつては四十日（法第七条第二項の計画に基づいて保管したものにあつては、九十日）、その他の指定乳製品にあつては六十日（同項の計画に基づいて保管したものにあつては、百八十日）を超えていること。

第十条を第十六条とする。

第九条の見出しを「（指定乳製品の特別売渡しができるその他の場合）」に改め、同条中「第十条第三号」を「第十一条第三号」に改め、同条を第十五条とする。

第八条の見出しを「（指定乳製品の特渡しの期間基準）」に改め、同条中「第十条第二号」を「第十一条第二号」に、「次のとおり」を「一年」に、「第十二条」を「第十三条」に改め、「又は指定食肉」及び「又は当該指定食肉」を削り、各号を削り、同条を第十四条とする。

第七条の見出しを「（指定乳製品の特別売渡しの数量基準）」に改め、同条中「第十条第一号」を「第十一条第一号」に、「次のとおり」を「指定乳製品の種類ごとに、当該事業年度における当該指定乳製品の生産予想量の十二分の一に相当する数量」に改め、各号を削り、同条を第十三条とする。

第六条を削る。

第五条中「第六条第五項」を「第七条第三項」に改め、同条第一号中「第六条第一項」を「第七条第一項」に改め、同号イ中「下つて」を「下回つて」に改め、同号ロ中「こえる」を「超える」に改め、同条第二号中「第六条第二項の計画にあつては」を「第七条第二項の計画にあつては」に改め、同号イ中「下つて」を「下回つて」に改め、同号ニ中「第六条第一項」を「第七条第一項」に、「又は」を「、又は」に改め、同号ホ中「別表第四に掲げる」を「別表に掲げる種類ごとの」に、「第六条第二項」を「第七条第二項」に改め、同条第三号及び第四号を削り、同条を第十二条とする。

第四条第一項中「第六条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条第二項中「第六条第二項から第四項まで」を「第七条第二項」に改め、同項第二号中「、指定食肉又は鶏卵等（法第六条第四項の鶏卵等をいう。以下同じ。）」を削り、同条を第十一条とする。

第三条の次に次の七条を加える。

（生産者の基準）

第四条　法第三条第一項第二号の農林水産省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一　肉用牛又は肉豚を販売する目的で、肉用牛又は肉豚の肥育を業として行うものであること。

二　肉用牛の生産者にあつては、災害その他の機構の業務方法書で定める場合を除き、農林水産大臣が定める月齢に達するまで肉用牛を肥育し、及び販売するものであること。

三　会社にあつては、次のいずれにも該当しないものであること。

イ　資本金の額又は出資の総額が三億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が三百人を超えるもの（農林水産大臣が定める要件に該当するものを除く。）

ロ　その総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。ハにおいて同じ。）の二分の一以上が同一のイに掲げる会社の所有に属しているもの

ハ　その総株主又は総出資者の議決権の三分の二以上がイに掲げる会社の所有に属しているもの

四　次のいずれにも該当しないものであること。

イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下このイにおいて「暴力団員等」という。）又は暴力団員等がその事業活動を支配する者

ロ　法その他関係法令の規定に違反したために罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

ハ　その他農林水産大臣が定める要件に該当する者

（交付金の額の算出の単位となる期間）

第五条　肉用牛についての法第三条第二項の農林水産省令で定める期間は、毎月の初日から末日までとする。

2　肉豚についての法第三条第二項の農林水産省令で定める期間は、毎年の次に掲げる期間とする。

一　四月一日から六月三十日まで

二　七月一日（前号に掲げる期間において肉豚の標準的販売価格が肉豚の標準的生産費を上回つた場合にあつては、四月一日）から九月三十日まで

三　十月一日（前号に掲げる期間において肉豚の標準的販売価格が肉豚の標準的生産費を上回つた場合にあつては、同号に掲げる期間の初日）から十二月三十一日まで

四　翌年の一月一日（前号に掲げる期間において肉豚の標準的販売価格が肉豚の標準的生産費を上回つた場合にあつては、同号に掲げる期間の初日）から三月三十一日まで

（交付金の額の算出に用いる割合）

第六条　法第三条第二項の農林水産省令で定める割合は、百分の九十とする。